

【参考資料 3－1】

■県内のメガソーラーの状況

【参考資料 3－2】

■地域と共生した再エネ施設の導入について

（エネルギー政策課）

【参考資料 3－1】

■県内のメガソーラーの状況

○県内のメガソーラーの状況

- ・国の FIT 認定情報（R6.6 月末時点）によると、県内で 257 件の事業計画が認定を受けており、このうち、252 件（約 98%）が稼働している。
- ・近年の FIT 認定件数は、FIT 買取価格の低下や長期未稼働案件に係る認定失効等によりほぼ横ばいの状況であり、太陽光発電の事業化のペースが鈍化している。

【参考】メガソーラー FIT 認定件数及び稼働件数（累計）

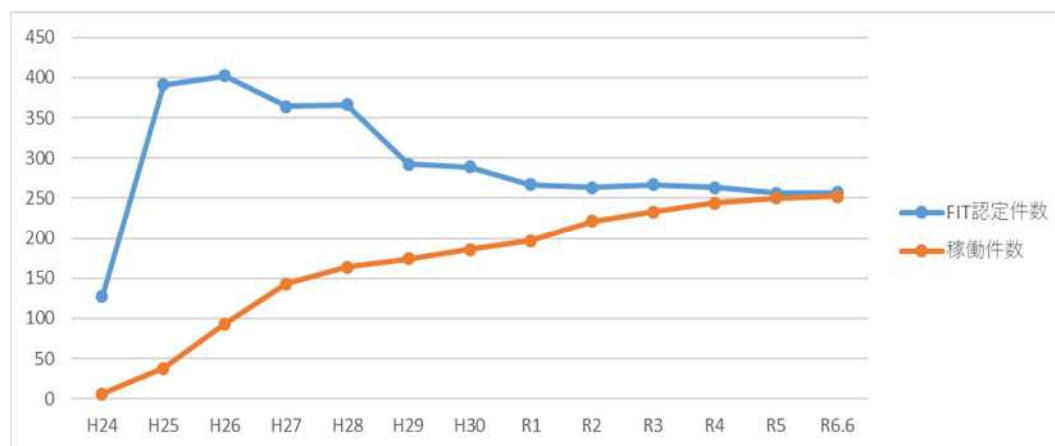
（FIT 認定件数）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6.6 月
件数	127	391	402	364	366	292	289	267	263	267	263	256	257

（稼働件数）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6.6 月
件数	6	38	93	143	164	174	186	197	221	233	244	250	252

（出典）経済産業省資源エネルギー庁情報公開用ウェブサイト



【付記】FIT 認定件数の増減について

- ・FIT 制度導入以降、事業用太陽光発電のコストが急激に低減した一方、認定時の調達価格を維持したまま運転が開始されない未稼働案件が大量に滞留して、高額案件の稼働による国民負担の増大、系統容量の圧迫による新規開発の停滞等の課題が発生。
- ・このため、一定の期限までに電力会社との接続契約がなければ認定を失効するなどの、早期の運転開始を促す累次の措置（H26、H28、R1）が講じられた。また、R4 年 4 月施行の改正再エネ特措法において、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない未稼働案件について認定を失効する制度が導入されており、認定件数が減少している年度がある。

【参考資料 3－2】

■地域と共生した再エネ施設の導入について

地域と共生した再エネ施設の導入推進

「再エネの最大限の導入」と「環境や景観等の保全」との両立を図る
「地域共生型」の再エネ導入を推進

再エネの積極的導入

環境や景観等の保全

地域共生型再エネの導入

2023年（令和5年）2月

「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」の策定・運用開始

阿蘇地域において事業者が特に配慮すべき事項

設置場所への配慮

○ 草原には原則として設置をしないこと

※阿蘇の草原は自然と人間の共生の結果生み出された他に類を見ない自然景観を形成しています。
また草原地域には希少動植物が生育・生息しており、草原内への人工物の設置は景観だけではなく草原保全にも影響を及ぼします。

○ 中央火口丘や外輪山等の、主要な展望地から望見される場所への設置を避けること

○ 上記の主要な展望地以外に、「阿蘇の景観保全に係る可視領域調査（令和3年1月）」に記載の視点場から眺望する場合等に著しい景観の妨げにならないこと

「太陽光発電施設の設置に関する
景観配慮ガイドライン」抜粋



○ 阿蘇世界文化遺産登録推進協議会において、「阿蘇」の良好な景観形成のために策定

○ このガイドラインは、阿蘇地域で太陽光発電施設の設置を検討する事業者に、計画段階や事業実施において特に配慮いただきたい事項等を記載

2023年（令和5年）9月

「再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」及びゾーニング図の公表

- 地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する「再エネ促進区域」の基礎情報となる県基準及びゾーニング図を公表
- 阿蘇地域においては、世界遺産登録予定地や国立公園の特別地域等を「**保全エリア**」（促進区域に含めることが適切でない区域）に位置づけ、再エネを抑制。

阿蘇地域等におけるゾーニング後の動き

- ①市町村条例によるメガソーラーを抑制する区域の設定
- ②国立公園区域の見直し

県のゾーニング図をもとに、関係機関が抑制すべきとした区域を新たに着色するなど、**保全すべきエリアの全体像の見える化**を検討

